No.	質 問 本件の応募にあたり、議会の承認が必要か?	回 答 各地方公共団体において個別の判断に委ねられるため、回答は差し控えさせていただきます。
	を費の支払時期は?	日本の九天山所において、1807の平向に安なられるため、四日は足どほんさせていたださます。 実証事業終了後(令和6年3月以降)を想定しております。 なお、経費は、ことも家庭庁が別途契約する「データ連携の実証事業の検証に係る調査研究」を委託する事業 者(検証受託事業者)から参画事業者等へ支払われることになりますので、具体的な時期等の詳細は、事業開 始時に検証受託事業者へご確認いただくことになります。(参照:公募要領 3-3(1))
3	福祉・教育のデータを連携させ虐待、いじめの対策を行う団体が多いようのですが、個人情報の壁で 双方のデータを同一のデータベースへ格納できない多くの課題が見られます。この課題への解決案が あれば教えてください。	デジタル庁が策定する「実証事業ガイドライン」をご参照ください。 https://www.digital.go.jp/news/e91b13a9-fcee-4144-b90d-7d0a5c47c5f0/
4	文部科学省が示している「次世代の校務デジタル化推進実証事業」とは、どのような点で異なるか?	「次世代の校務デジタル化推進実証事業」は、「校務の効率化による学校の働き方改革や、データ連携による 学校指導・学校経営の高度化を進めること」を実証目的としており、「こどもデータ連携実証事業」は「困難 を抱えるこどもや家庭を早期発見し、プッシュ型支援に繋げること」を実証目的としているため、連携する データが一部重複するものの、実証目的は異なります。 前者は校務に関するICT環境を改善するため、校務系・学習系ネットワークの統合や、校務支援システムのクラ ウド化、これらを前提とした校務系・学習系データの連携による学校指導・学校経営の高度化を行うことが想 定されます。 また、後者は、地方公共団体が有するこどもに関するデータを連携させるための技術的・制度的な方策を講じ ることで、困難を抱えるこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型支援につなげることが想定されます。 そのため、両事業に応募される場合には経費が重複しないようご留意いただく必要があります。
5	対象とする困難の類型について、例えば低出生体重児のように、公募要領に記載がない社会課題に フォーカスする実証を想定しているのですが、参加資格はあるか?	公募要領に記載の事業の目的および実施内容等をご確認の上、ご検討ください。 なお、「2事業の概要→(3)実施内容→【前段の取組】→B)」に記載の「困難の類型」は一例であり、事業の 目的及び実施内容と整合していれば、これに限ったものではございません。
6	説明会資料をいただけないでしょうか。	説明会では、公募要領を用いて説明をしましたので、その他説明会用の資料はございません。 公募要項は、こども家庭庁設立準備室のWebサイトに掲載していますので、ご参照ください。 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_suishin/kodomo_dataconnection/index.html
7	説明会に出席しなければ応募できないか?	説明会の参加有無に関わらず、応募資格はあります。 また、説明会の参加の有無により、採択への影響はございません。
8	公募要領3-1(1)に関して、参画事業者は、委託業務に係る履行の一部を、別事業者に委託(検証受託事業者から見て再々委託)することは可能か?また、再々々委託も同様か?	国が検証受託事業者と契約し、参画事業者がその再委託先となる流れを想定しております。 この流れの場合、参画事業者は再委託先に該当するため、検査受託事業者が国に申請し再委託の承認を受ける 必要がありますが、再々委託先以降は、その申請は要しません。 ただし、再委託先以降のあらゆる階層における事業者等の行為は、一義的に契約相手方がその責を負うこの で、ご了承願います。 なお、下記の点にご留意ください。 ・事業計画書には、実施体制(想定しうるあらゆる階層)に漏れがないように記載してください。 ・本実証事業では個人情報を取り扱う場合もありますので、参加を希望する地方公共団体と参画事業者等との 間でご確認いただきますよう、お願いいたします。
9	公募要領3-1(2)に関し、実施期間中において、事業計画書の提出時には記載していない関係機関を追加で参画可能か?	実証事業開始後に何らかの理由で別の機関(内部、外部問わず)並びに参画事業者等の追加について、事業計画書の目的や提案金額を変更しない範囲で可能です。その際は、速やかに事業計画書を変更し提出願いします。
10	公募要領3-1(2)に関して、令和6年度の実証計画の粒度ですが、実施概要とマスタスケジュールレベルで良いか?	提案時に計画されている令和6年度の実施内容とマスタスケジュール等のご提示をお願いします。
11	公募要領3-1(2)に関して、「費用内訳・予定額(令和5年度)」の様式はあるか?	「費用内訳・予定額(令和5年度)の様式」は様式自由となっています。可能な限り参画される各事業者の経費が明らかになっている資料の作成をお願いします。
12	公募要領3-3(3)に関して、有識者に参画いただく場合の謝礼金等の人件費は、経費の対象となるか?	実証事業に特化して有識者に助言をいただく際の謝金等の経費は、対象となります。
13	公募要領3-3(3)に関して、実証事業で発生、取得した財産等の帰属先は、事業計画書に記載した内容が 基本的に認められる前提で良いか?	実証事業の性質上、国への帰属を想定しておらず、事業計画書の記載内容を基本となりますが、最終的には採 択団体と検証受託事業者との協議により、その帰属先の整理がなされるものと考えます。
14	公募要領3-3(4)に関して、「同様の事業において、国等から別途、補助金、委託費等により給付決定されている経費(全部、一部は問わない)」とありますが、事業計画書に明らかに重複していないことを明示すれば問題ないか?	同一事業において、国等から補助金等の給付決定を受けていると判断した場合には、提出された事業計画書は 無効とさせていただきます。なお、判断が難しい場合には、事業計画書提出前にこども家庭庁設立準備室にお 問い合わせください。
15	公募要領5に関して、令和5年4月に採択団体の内定と記載がありますが、内定通知時期の目途は?	令和5年4月中旬を目途に、採択の有無に関わらず、結果を通知する予定としております。
16	納品物の想定頁数は?	現時点で想定している百数の上限や下限はございません。 ※公募要領の「4.本事業の報告について」に記載の通り、検証受託事業者が行う中間報告書及び成果報告書の 策定にむけて採択団体にはご協力いただくことを想定しており、記載すべき成果の粒度や具体的な様式等は別 途依頼致しますのでその点はご留意ください。
17	検証受託事業者と参画事業者が契約を締結し、採択団体を介さないスキームとなるか?もしくは、検 証受託事業者が採択団体と契約し、採択団体が参画事業者に再委託するか?	国が検証受託事業者と契約し、参画事業者がその再委託先になる流れを想定しております。 ただし、「採択団体」「参画事業者」「検証受託事業者」の3者間において、事前に整理いただく財産等の帰属 先等を契約(もしくは協定書等)等により明文化いただきますよう、お願いいたします。
18	地方公共団体の規模により取り扱うデータ数も少なくなるが、規模やこどもの人数に制約があるか?	制約はありません。 例えば、地方公共団体の規模やシステム構成に応じた多様なケースを想定し、他の地方公共団体による提案と のバランスを考慮すること等も検討しております。 (参照:公募要領 3-2(3))
	外部機関について、地方公共団体が業務委託しているNPO法人も含まれるか?	含まれます。 ただし、応募団体や参画事業者における通常の運営経費は対象外になることをご留意ください。 ※今回の実証事業における目的に照らし実証事業における役割を明確にしてください。 例)支援を通じてデータ項目との関連性を証明する、連携体制の構築を検討する 等
20	令和6年度には、新たな地方公共団体の公募を行う予定はあるか?	現時点では、新たに募集する予定はありません。 小さい団体であっても検証受託事業者との契約は可能です。
21	後段の支援部分は、NPO・任意団体など小さい団体や個人も想定され、検証受託事業者はそれぞれの 団体と契約することになるか?	ただし、検証受託事業者との契約は各団体につき1社(採択団体を含めた3者契約を含む)を想定しております。
22	こどもの範囲、こどもの対象年齢に制限があるか?また、高校生や大学生は対象範囲に含むか?	「こども政策」の観点から、制限はありません。
23	個人情報の共有の関係で、何らかの契約関係が必要と考えているが、採択団体(地方公共団体)と参 画事業者との契約関係はあるか?	採択団体と参画事業者で協議を行い、必要に応じて契約を締結してください。 個人情報に関する取決めも同様になります。 なお、ご不明な点がございましたらこども家庭庁設立準備室までお問合せください。
24	ガイドラインの地方公共団体への公表時期は?	デジタル庁が策定する実証事業ガイドラインは、令和4年12月版が公開されており、令和5年3月に更新する予定です。 こども家庭庁が策定するガイドラインは、令和6年3月以降に初版を公開する予定です。
25	経費の下限を設定しているか?	設定していません。
26	検証受託事業者の決定時期は?	令和5年5月中旬から下旬を予定しております。